

英法および英法思想の紹介から見た

わが国の「近代化」序論

——明治元年から明治二十三年までの翻訳を中心として——

佐々木 信

- 一 ま え が き
- 二 前提としての「近代化」考
- 三 各時期における翻訳事例
- 四 むすび——若干の特徵的傾向

一 ま え が き

本稿は、わが国の「近代化」をわが国における英法書および英法思想関係書の翻訳・紹介の概況を通して眺めようとするものである。わが国の「近代化」と英法および英法思想との関係は翻訳書・紹介書の媒介によって成り立っていることはいうまでもないが、この媒介のありかたは、「近代化」そのものをごくかざられた一面からではあるが説明すると考えられ、また、さらに第二段階でなされるべき外国法乃至外国法思想（筆者の立場としては、とくに英法および英法思想）とわが国の「近代化」との間の影響関係の確立（もしくは否定）のための素描

的な測量図を構成させると考えられるからである。

もちろん、「近代化」概念の明確化が、おそらくは多角的にみた「近代化的景観」の集積を前提としてなされたとすれば、本稿のような段階における作業は極限された成果を期待しているにすぎない。しかし、それにしても、ひとまず一般的に歴史の過程とその「近代化」にたいするアプローチにおける立場を一応限定する必要があるので、本稿では後述二をそれにあて、以下三において各時期における事例を紹介し、四において前述のいわゆる媒介のありかたに関する若干の特徴を示したい。

なお、表題の示すように、本稿ではさらにふたつの限定をおいた。すなわち、時期的限定と法系上の限定とである。時期的限定においては、諸法制度成立の事情により、法系上の限定については、英米法あるいは英印法（Anglo-indian Law）の概念をもって考察される法系内における、英法の「近代化」的ヴァリエーションの存在を無視すべきではないと考えこれらを別に扱かうべきと考えたためである。

本稿で使用した参考文献は一括して末尾に示した。その他、必要と思われる文献はとくに類型的なものを抽出し、相当箇所を示してある。

* 本稿を作成するにあたり調査した英法、英法思想関係翻訳書は、明治十年代後半から明治二十年代にかけて刊行された法律学校関係刊行物を除いて一七〇点ほどであり、その大部分は本稿末尾所掲の文献目録に収録されているが、いづれにも未収録のものがかなりあり、再版以上の版を重ねたものについては、初版以外はとくにほとんど未調査、未整理の状態にあるとみられたことを附記しておく。

二 前提としての「近代化」考

わが国の「近代化」の実態をあきらかにすることは、国家を限定しない立場で、「近代化」という言葉に明確な概念規定をあたえることと、とくにわが国に関して、おそらくは封建時代からわれわれの時代にいたる歴史の継続的な発展をある徴表をもちいて特徴づけていくことを並行してはじめてなし得ると考えられる。しかし、この二つの操作に関しては、これまでの「近代化」にたいするさまざまなアプローチの整理が前提として要求されることはいうまでもない。しかし、本稿ではこれについてはつぎのように考える。

(1) 第一に、本稿は、わが国の「近代化」は「西欧化」の面から考えられるとする。すなわち、わが国では、「近代化」は「西欧化」そのものではないにせよ、それと区別し難いとする立場をとりたい。内容的には、「西欧化」とは、「近代化」の過程において西欧文化を単に模倣あるいは借用したというだけでなく、広く文化全体のありかたが西欧的なそれに変った（質的転換）広がりつつある部分を含むことを意味すると考える。しかし、この変化は疑がいをなく十九世紀における西欧資本主義のアジアへの侵入にともなう、わが国の急速をきわめた自己防衛的政策的資本主義化と並行、あるいは同一視される。むしろ、「近代化」＝「西欧化」の思考本体はここにあるというような考えもなりたつのである。

しかしいづれにせよ、その「西欧化」には、指導力として二つの方向の力が働いていたと考えられる。すなわち、その一は、西欧主義先進国が文化的にも範をとるべき国として現われているため、あるいは新らしきもの

の権威をもって西欧的、資本主義的範囲内における文化的共通性の獲得が推進されることであり、その二は、前者にたいする意味での個別化の方向への力である。「近代化」を「西欧化」ということによってとらえようとするときの焦点は、この二つの方向の力が如何に組み合っていたかを問うことにある。

右にのべたことを、わが国の法文化の形成についていえば、つぎのようである。すなわち、まず、実態的には「近代化」は封建国家的法制度にかわって、近代国家に特有な国家統一的法体制の確立することとして考えられているが、そのようなわが国の「近代化」は前述の意味の「西欧化」という概念によって特徴づけられるのである。しかしもとより「西欧化」の手續の面もしくは具体的過程では、西欧資本主義諸国の近代法乃至は近代的法制度および法思想の摂取が主要な手続きとしてあらわれているのであって、わが国の法的「近代化」乃至「西欧化」はそこに独自性があると考えられるのである。

そこで、問題は右のいわば法的「近代化」乃至「西欧化」の具体的展開はどのようなものであったかというところである。本稿においては、この問題に関しては、前述の「西欧化」の二つの方向の力に対照して、西欧近代法およびその精神への接近とこれにたいするそれらの排除要因乃至は撰択的態度との間の緊張関係をもって「西欧化」の精神構造と規定し、その存在を認めた上で考察をすすめる立場をとりたい。

(2) (4) さて、一般的にいつて、本稿で対象とする明治元年（A.D. 一八六八）以降明治二十三年（A.D. 一八九〇）の間は文化史上、明治開化期、あるいは市民文化形成期としてとらえられている。この時期は、明治時代の時代的精神を他の時代のそれと区別する国民国家意識の形成・強化の時期であった。法史的には、この時期は、帝国憲

法（明治二十二年（一八八九）公布）を中軸とする国家的統一体制の形成期であった。「西欧化」に関連したこの時期の精神構造は富国強兵の開明主義、文明開化思想という言葉で示されているが、重視すべき点は国民国家主義、富国強兵の開明主義的西欧文化吸収の精神が中心となっていたことである。そして、この時期の「西欧化」はこのような精神によってなされた。

しかし、これは、むしろこの時期の歴史的発展原理であり、帰結でもあり、これにいたるまでには、みかたによつてはいくつかの段階があつた。すなわち、ここで問題とする時期をさらに区分することができ、各区分毎に「西欧化」の様相がみられるのである。本稿においては、国家的統一法体制形成（法的近代化）の諸過程によつてまず各時期を区分したい。すなわち、第一期 明治元年（A.D. 一八六八）——明治七年（A.D. 一八七四）、第二期 明治八年（A.D. 一八七五）——明治十三年（A.D. 一八八二）、第三期 明治十四年（A.D. 一八八二）——明治二十三年（A.D. 一八九〇）の区分がこれである。この区分はまたつぎの考察を含めている。すなわち、

(a) 「西欧化」の国家的精神構造に関しては、明治七・八年頃すなわち、第二期のはじめ頃、外来文化にたいする態度について「原質の転換」〔後述六九頁参照〕があり、「文明開化」の一般的傾向が醸成された。これは明治初年以來紹介されてきた外国思想、とくに政治思想がときに急進的民主的な主張となつて堂々と通用した時期を生んだ傾向であつた。しかし、明治十四・五年には国家の基本方針が天皇制を中心としたプロシア的法治国家としての国家を構築する方向へと決定し、その結果、西欧リベラリズムあるいは西欧デモクラシーという言葉で示される考え方、思想——これらは、わが国においては明治のはじめから権力によつて取捨選択されるべきもので

あった——に對立する官製思想が一般化した。有形、無形に統制された解釈、表現により、外来思想は歪曲され、本来の機能とは違った機能をもってあらわれるにいたった。

つぎに考察すべきことは、「西欧化」の一般的情況としての西欧的なものの受容の基盤の限定性あるいは優少性についてである。これは、明治初期および中期の資本主義的發展成熟の規模によって規定されているのであるが、「西欧化」精神の現実性を損なうものであった。すなわち、「西欧化」は国民一般のものたりえなかった。この事情については、本稿は直接詳細に触れることはしないが、これは外国法および外国法思想の影響關係の追跡においても重要な問題である。

(ハ) ここで、英法をよび英法思想の母国の事情について若干のべておきたい。いかなるものの紹介がなされ得たかの問題に關連するからである。

当時の英国はヴィクトリア女王治世（一八三七—一九〇一年）の後半期を經過していた。国内經濟においては産業革命をいち早く終え（一八三〇年頃で、もつとも早い。）、強國を誇り、世界に君臨していた（その海外勢力は「パックス・ブリタニカ」という外交史の一時期をつくつた。）。法の分野においては、議会の、良き意味においても、隆盛期であり、また「立法的改革運動」（一八三二—一八七五）を経験していた。英法は英国的な意味で近代化されつつあり、今日以上に前近代的要因を多く含みながらも、近代法が形成されつつあった。英法学もまた一八〇〇年代とくにその後半に大きく變つてくる。しかし、この變動しつある法および新しい英法学が意識的選択的にわが国の研究者に学ばれたかは疑問であつたと考えなければならぬであらう。

三 各時期における翻訳事例

〔I〕 第一期 （明治元年—明治七年） （一八六八—一八七四） の事例

第一期は開国によって生じた近代国家への発展の要請、すなわち、「富国強兵」という言葉で推進された資本主義国家化の要請のもとに西欧文化積極的導入が最初になされた時期である。

この時期の西欧文化の移入は、前時代に対比して、その非固定的、あるいは模索型の進歩性に特色がある。その特色は移入対象が近代的政治、法律制度研究、撰取に広まったことと、前時代の洋学が直面していた権力によるよく、制と助成というコントロールが一見なくなったようにみえるところに具体的にあらわれている。^(一) 事実「西

洋之学」は公認され、民間にその反映として自由な学問研究、ひいては政治・経済的主張があったことはすでに衆知のことである。しかし、反面において、この公認は国家的必要に則した、合目的的精神によるものであり、「実学」の範囲においてなされた。^(二) この点は、民間における学問の実践的傾向も二分する。すなわち、純然たる

民主主義思想と、それにしてもまず国家的、国民的自覚を第一としたという点において妥協的であった人々の思想——現実主義的であるためにこのような評価があてはまると考えられるのであるが、たとえば慶応義塾の人々の思想——との二傾向である。しかし、一般的にいつて、この時期は、わが国のとるべき方向に関して、後の時期ほどはつきりした決定がみられず、保守主義、復古主義から、全く近代思想そのものといえるも考え方まで混在していた時期である。学問の分野の分布はほぼ全分野に亘るが、いわゆる英学、仏学が隆盛であった。^{(三)(四)} 以上の

点を法学の分野に關していえば、特に、公法關係（とくに、議會制度）、國際法關係について、對外交渉のため、あるいは「政体」の研究のために研究がなされたし、また、他面、そのように学ばれた「西洋法学」は日本のおかれていた立場に適切な説明を与えた。^{（五）}

英法および英法思想の翻訳、紹介もまたこのような精神的状況のもとにさかに行なわれた。すなわち、その成果としての刊行物の点数は、この七年間に六〇点を前後している。

つぎに、その代表的な事例を列举する。

- (1) 鈴木唯一訳「英政如何」 五 明治元年（一八六八） 九潜館
福沢諭吉訳述 ブランド・ブラツキース・ヒール「英国議事院談」 二 明治二年（一八六九） 尙古堂
- (2) 渋沢栄一敍 福地源一郎訳「官版会社弁」明治四年（一八七二）
- (3) 中村敬太郎訳「自由之理」 五 明治四年（一八七二）
- (4) 天野御民他「英国裁判所略説」 明治五年（一八七二）
- (5) 林 正明訳述「英国憲法」 完 明治六年（一八七三）
- (6) ホキートン著
瓜生三寅口訳 ローレンス補
山岡次郎太筆受「交通起源」 明治元年（一八六八） 竹管楼
〔右に列举した訳本の原著はそれぞれのとおりである。〕
- (1) 鈴木訳 Albany William Fonblanque, How we are governed, 1862.
福沢訳 William Thomas Brande, Dictionary of Science, Literature and Art, 1865-7, 3 vols, Blackstone's Commentaries. D. Beale, The Students Text-Book of English and General History, from B. C. 100 to the

Present Time, with Genealogical and Literary Tables, and a sketch of the English Constitution, 1858.

等の抜すい抄訳。

(2) (3) 本稿後述七二頁所掲参照。

(4) ジョン・ホール口訳

(5) 不詳。なお林には別に同じく明治六年（一八七三）に「合衆国憲法」正・補がある。

(6) Wheaton (H.), Elements of International Law, US eds. 1st ed. 1836; 3rd. ed. 1846; 6th ed. by Lawrence, 1855; 7th ed. by Lawrence, 1863; sup. 1864; 8th ed. by Dana, 1866; English ed., 2 vols. in 1, 1836; 1878; 1880; 1904; 1916; 1929. 第七版補（一八六四）使用。ホイートンの訳本はこの他に

堀 毅士訳「万国公法釈義」四

明治元年（一八六八）「丁建良（ハ米ケント）著 丁建良訳「万国公法」北京版 一・一八六四 翻刻版 六 慶応元年あり」の中国語訳の和解 ホキートン著（美国教師）「和訳万国公法」明治三年 鹿兒島藩 ホキートン著（美国教師）丁建良

国公法蠡管」八 明治九年 済美賛 ホキートン著「万国公法」明治十五年（一八八二）司法省等がある。

それぞれ、学問伝達の過程および、伝達者の二点において興味ある訳である。

福沢諭吉が経験した幕末における英学の初歩段階を想起するとき、その点数および多様性において注目するに価いするとともに、背後にある幕末洋学的英学の潜勢力を推測させるものである。

(一) 洋学の諸条件、洋学の役割、洋学の性格等は、とくに、洋学にとって現体制であった封建制にたいする関係のしかたに関連して、洋学論の個別的主題となっている。しかし、洋学論の主要課題は右の意味での体制にたいする関連をあきらかにすることにあるようである。この課題設定の問題点は、日本の学問の研究が日本の近代化にどれほどの役割を果たしたかというを中心としているところにあると考えられるが、もしそうであるとすれば、このような課題設定は、明治の外国法研究についてもあてはまり、かつ重要であると考えられる。つまり、洋学論ではないけれども、ある程度まで現在までの洋学論の延長線上にある研究が可能であると考えられる。しかし、目下の所は、現在の洋学論によってたつ基礎的調査研究に担

英法および英法思想の紹介から見たわが国の「近代化」序論

当するものが十分ではないのではあるまいか、と考えられる。本稿はこの基礎的調査研究の下準備的なものをねらいとしている。洋学論については、高橋嶺一「洋学論」昭和十四年、沼田次郎「幕末洋学史」昭和二十六年、同「洋学」（明治維新史研究講座第二巻）、佐藤昌介「洋学史研究序説」昭和三十九年等参照。

(二) 明治元年皇学所・漢学所規則。明治五年八月二日太政官布告（学問奨励に関する布告）等がそのあらわれである。

(三) 明治五年洋学塾塾生数（一〇六）はつぎの通りであった。（氏名は塾主宰者）

實作秋坪（英仏学 一〇六） 山東一郎（洋漢学 三四） 福地源一郎（仏学 七八） 尺振八（洋漢学 一二） 田中録之助（英学 二三） 司馬少博士（英仏学 一九） 伊蔵昌之助（洋学 一四） 中神保（仏蘭学 一四） 西周助（洋学 一三） 上野鉄太郎（英学 九） 山尾工部権大丞（英学 八） 高橋琢也（洋学 四） 村上英俊（仏学 一三） 吉田健三（英学 六） 福沢諭吉（英学 三三） 鳴門二郎吉（英学 一四）。（「新聞雑誌」第五号「明治五年」——加田哲二「明治初期社会経済思想史」八昭和十六年／八八八頁による）

(四) 明治維新前後における英語学習関係書の出版状況については、東京外国語学校^{維新前後}「^新外国語図書目録」（昭和五年）が、その盛況を示している。英学の隆盛の原因たる事情は、本項に示した通りである。なおわが国の外交文書が英文によって書かれるにいたった時期は明治三年頃と推定されている。日本英学史全般については、福原麟太郎「日本の英学史」（日本文化研究3所収）参照。

なお、明治初期の、政府各部内におけるいわゆる「御雇外国人」の国籍分布は、英米両国の圧倒的多数、とくに英人の多数とフランス人の比較的多数というバランスによって特徴づけられる。明治五年（一八七二）においては、英人 一一九、米人 一六、フランス人 五〇を数えている。同年政府各部で英米人が多数を占めたところは、文部省（英4、米6、仏4、プロセイン8、デンマーク1）、工学寮（英2、その他なし）、鉱山寮（英3、仏1）、鑛道寮（英52、中1）、燈台寮（英33、中8、インド2、マニラ1）、電信寮（英10、亜1）等である（明治文化全集第十三巻 外国文化篇所収「御雇外国人一覧表」（明治五年）参照）。

(五) 神田孝平は慶応四年（一八六八）すでに「日本国当今急務五ヶ条」として、日本の独立、独立国としての国力増進、そのための国家の統一等を、「西洋国法学ノ大綱ニ基」づいて主張していた。（経世余論——加田哲二「明治初期社会経済思想史」二三三頁）

〔Ⅱ〕 第二期（明治八年—明治十四年）の事例

さきに述べたように、この時期のはじめにいわれる「原質の転換」ということがいわれた。すなわち、明治八年、西村茂樹「転換説」（明六雜誌）は、時代は「尊皇攘夷の原質」から「文明開化の原質」へと原質転換をみた主張した。この考え方は、西欧化が新文化形成の基本線として確実なものとなってきたことを立証している。すなわち、この考え方は、その意味での文化形成の方向であるとともに、西欧的なものを自国化する過程において、自国文化の中に外来文化の形成を許すにいたった契機であった。わが国の外来文化の形成が、直訳的翻譯でないかぎりにおいて、それはまた、西欧文化の一種の国家的あるいは国民主義的受容が一般化されたことでもあった。さらに、わが国の当時の国民国家像を反映した近代国家の精神により、修正、変形された西欧文化の受容の証拠であった。そして、ここから、二つの西欧化論的（近代化論の）問題があらたな意味をもって設定される。その一はより広範囲な、全人民的問題として、反封建要因としての西欧文化、西欧思想と封建的要因との対立の問題、同じく、第二に西欧文化、西欧思想とさきに述べた国民主義的精神との対立関係の問題とである。とくに、第二の問題は明治期全般における日本の「近代化」の限界を決定する問題であり、また本稿第二期および第三期に際立って特徴的な問題である。

右のことは、この時期の思想全般についていえることなのであり、本稿では、右を西村の「原質の転換」という言葉をかりて、象徴的に示そうとするものであるが、さらにそれと、つぎの法史的な事実とを対置してみた

い。対置すべき事實は、明治八年（一八七五）の大審院設置、同年太政官史官編「法例彙纂」の刊行、および同年太政官布告第百三号「裁判事務心得」の布告等の事實である。この三事實によって、わが国の法源の統一の可能性が現実化されることとなったと考えられる。

ところで、これにたいし、外国法思想の摂取適用の機会は、「裁判事務心得」の適用にあったということはすでにあきらかである。しかし、その實際は近代国家の法形成として当然ではあるが、予想される外国法の適用にたいして消極的であつた。すなわち、「民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモハ習慣ニ依リ習慣ナキモハ条理ヲ推考シテ裁判スヘシ」（同第三条）という規定は、成文法それ自体が、たとえば仏法の影響下にあつたということとを条件としてのみ外国法の侵入があつたとの推定を妥当なものとする。また、立法および運用側の外国法の素養がより一層の否定的条件となることはいうまでもない。さらに現実に外国法理と解される「条理」によつた事例がそれほど多かつたかということも考察しなければならない。これらのことがらからみて、法史的には「原質の転換」はむしろ、立法の段階において認められるべきではあるまいか、また、むしろ、近代国家形成のための国家的法形成、立法にみるべきではないかと考えられる。そして、問題は、この時期の法史のべつの面に注目することによってはっきりしてくると考えられる。すなわち、この時期は、国会開設運動、民権運動の時期であつた。別の言葉でいえば、国家政治制度として立憲制度を確立しようとする時代的な要請をめぐって、政府の立憲対策と民間の西欧デモクラシーを主張する勢力との対立抗争の時期であつた。民権運動の帰着点およびその精神の實際はともかくとして、このような時期における外国法制度と立憲制度および立憲思想の学習、討議は流行し

ていた。

さて、以上のような法史的「原質の転換」のもとにおける英法および英法思想の紹介は、ほぼ前時期における各事例を踏襲するのであるが、その事例のほかに、この時期にめだつた事例とをつぎにあげる。すなわち、

(1) 安川繁成編纂「英国議事院実見録」 三 明治八年（一八七五）

(2) ベンサム著
何礼之訳「民法論綱」 六 明治九年（一八七六） である。

安川本は、それ自体としてはとくにすぐれているとは思えない、むしろ平凡なものであるかと考えられるが、それだけに、現実に当時の英国議會の實際を伝えていること、およびそこに示された意識、意図において注目される。すなわち、安川の叙言はつぎのように述べている。

「夫レ宇内万国ニ興亡強弱アル所以ノ者ハ他ナシ唯治術ノ良否ニ由ノミ（略）其之ヲ治ムルノ要ハ国憲ヲ立テテ以テ民権ヲ保護シ人民ニ安全ヲ得セシムルニ在リ其国憲ヲ定ムルハ其国民一般ノ契約上ヨリ成立ツ者トス蓋シ人タル者固有スル所ノ権三アリ即チ身体保護ノ権一身自由ノ権及ヒ所有物ノ権是ナリ此三権ナルモノハ他ヨリ毫モ抑制スルコト能ハザル者ナリ故ニ其国憲ヲ定立スルノ方ヲ議スルハ又人民ニアリ而シテ其人民ノ選択ニ依リ出テ代議スルノ処之ヲ議院トス其議ヲ挙テ施行スル者之ヲ政府トス是欧米文明諸国ノ同クスル所ナリ議院ノ重キヲ知ルベシ然レトモ其宜シキニ適スルノ方法ヲ設立センニハ固ヨリ其国ノ成立ト慣習トニ因テ議セズンバアルベカラズ是最モ政治家ノ大眼目ニシテ各国政体ノ異同ノ由テ生スル所ナリ（以下略）」

右の序文は、自由権、所有権、の安定に目標をおいた近代的法体制、議會主義の確立の主張と強国化の意図および明治「政体論」的制約あるいは留保を簡潔に示している。しかし、本書のかかれた明治八年においてわが国の法的問題をこのように示していることは注目に価いする。

何礼之のペンタム「立法原理」の翻訳は、英国功利主義思想および、その法理論の体系的紹介の契機となっている。本書以降の一連の翻訳によって、とくにペンタムの思想および法理論は、本来の構想とは幾分違っていたかもしれないという限定のもとにはあるが、比較的徹底してわが国に紹介された（前記安川本序文はその限定と徹底の例証ともなるであろう）。しかしながら、これについてつぎの二つの問題があった。その一つは、かれの思想がまさしく当時英国経済の発展を反映し、その法理論が時代の要請に自覚的に合致していたという事情がそのままわが国の場合にもある程度まで認め得るという考え方をとるときに生ずる問題、すなわち、このような観点から何礼之以降の功利主義法理論の紹介のわが国における意義をみいだしていくことの問題である。その二は、思想伝達の事例として、ペンタムの場合は、むしろ完全であるにもかかわらず、わが国について第一の問題に関連して、どれだけの実効性が認められるかの問題である。この二つの問題は、究極において、なによりもまずわが国における英法研究と「近代化」の進展の過程における諸階級の利害関係、主張との結びつきの問題である。しかし本稿は、問題をこのような角度から追求することを直接の目的としてゐるわけではない（むしろ、これこそ「影響」の問題）ので、つぎに関係著書の翻訳年表をかかげるにとどめる。

〈翻訳年表〉 第一期

- (1) 明治 四年（一八七二） 洪沢栄一叙・福地源一郎訳「官版会社弁」（前出）
- (2) 中村敬太郎訳「自由之理」（明治十一年（一八七八）改正版）（前出）
- (3) 明治 八年（一八七五） 永峰秀樹訳「代議政体」巻之一・二、巻之三・四（明治十一年（一八七八））

- (4) 明治 九年（一八七六） ベンサム著
何礼之訳 「民法論綱」 六（前出）
- (5) 明治 十年（一八七七） 西周訳「利学」二卷
- (6) 明治 十年（一八七七） 小幡篤次郎「弥兒氏宗教三論」
- (7) 明治十一年（一八七八） 島田三郎訳
元老院蔵版 「立法論綱」 六
- (8) 明治十二年（一八七九） デューモン著
島田三郎重訳 「民法論綱緒論」 一〇丁
- (9) 明治十二年（一八七九） 林
千河岸貫一蔵版訳 「刑法論綱」 九
- (10) 明治十三年（一八八〇） 洪沢啓蔵「利用論」
- (11) 明治十五年（一八八二） 英国・ゼルミール
サム・佐藤寛四郎訳 「憲法論綱」 全
- (12) 明治十六年（一八八三） 陸奥宗光「利学正宗」
- (13) 明治二十三年（一八九〇） 前橋義孝訳述「弥兒氏代議政体」

〔右の各訳本の原著は、それぞれつぎの通りである（番号は各訳本に附した番号である）。〕

- (1) Francis Wayland, The Elements of Political Economy, 1837; J. S. Mill, Principles of Political Economy with some of their applications to social philosophy, 1848, 7th ed. 1871.
- (2) J. S. Mill, On Liberty, 1859, 1870.
- (3) J. S. Mill, Considerations on Representative Government, 1861 Chaps. 1—4.
- (4) Principles of the Civil Code (*from* J. Bentham, Theory of Legislation; Translated from the French of Etienne Dumont, by R. Hildreth 1864)
- (5) J. S. Mill, Utilitarianism, 1863.

英法および英法思想の紹介から見たわが国の「近代化」序論

- (6) J. S. Mill, Three Essays on Religion; Nature; the Utility of Religion; Theism. 1874.
- (7) J. Bentham, Theory of Legislation (*from* R. Hildreth's tr.)
- (8) Traité de la Législation, 1802. Discours Preliminaire.
- (9) J. Bentham, Principles of Penal Law (*from* R. Hildreth's tr.)
- (10) (5)の原著に同じ。
- (11) J. Bentham, Leading Principles of a constitutional code, for any state. 1823.
- (12) (7)の原著に同じ。
- (13) (3)の原著に同じ。

なおJ・S・ミルの経済学分野における諸著作の翻訳、紹介は省略した。

この時期の終期を本稿では明治十四年にした。明治十四年政変による比較的微温的な政治的近代化すなわち英
 国的議會主義、政党内閣の主張の排除をもって特徴づけられるからである。

〔Ⅲ〕 第三期（明治十五年—明治二十三年）の事例

第三期は、前期において、いわば法源の統一という面の強い国家的統一法の基礎がなりたったことについて、
 国家の基本的法体制としてプロシヤ的憲法体制が構成されていく時期である。帝国憲法の中にどのような思想系
 譜をもつ規定が含まれているようにも、それは「我建国ノ体ニ基キ、広ク各国ノ成法ヲ斟酌シ」（明治九年詔勅）た
 ものであり、明治十五年以降明治二十一年にかけて準備された帝国憲法草案は天皇制に集約された全体主義的統
 一国家形成の法的な骨格の下書きであった。わが国の「近代化」はこのような草案が現実の帝国憲法として成立
 することにもその一面を示しているのであるが、第三期はこのように考えられる「近代化」の固定化の時であつ

たと考えられる。

このような状況下における英法および英法思想の紹介は、しかしながら、より本格化した。もっとも、本格化ということが、わが国の「西欧化」に直接結びついていたかどうかは疑問であるが、とにかく、本格化という言葉で示される、第三特徴的を帯びてきた。そして、それはおそらくはつぎの事情にもよったと考えられる。

すなわち、この時期はいつてみれば英法教育の充実期であった。明治七年（一八七四）東京開成学校英語英法講座以来、明治十年（一八七七）東京大学法学部英法講座（明治二十年（一八八七）にいたる官学における英法教育、（明治二十年（一八八七）東京帝国大学英法科）

明治十三年（一八八〇）専修学校、明治十五年（一八八二）東京専門学校、明治十八年（一八八七）英吉利法律学校等私学の英法教育は他法系の法学校教育をしのいでいた。（二） もっとも、英法研究の方法は英国における学位あるいは弁護士資格保有者による英法体系の概括的研究方法であったと推測される。（三） しかしながら、第一期第二期を通じて集積された実力は英法および英法思想の本国における同時代の水準を紹介し翻訳する段階にいたっていた。すなわち、この時期の他の時期と比較してきわだった翻訳紹介事例はつぎのとおりである。

- (1) （ナサニヤル・リンドレー著
山田喜之助訳述）「麟氏英国会社法」明治十八年（一八八五）
- (2) （シエルトヌ・アモス
平沼淑郎訳）「英国憲法新論」上・下明治十八年（一八八五）
- (3) 鳩山和夫訳「緬氏古代法」明治十七年（一八八四）
- (4) 松島剛訳「社会平権論」六 明治十四年（一八八一）明治十七年（一八八四）

右のうち、事例(1)は訳者および翻訳対象の二点において注目に値する。すなわち、訳者は当時の教科書の

英法および英法思想の紹介から見たわが国の「近代化」序論

英法記述の第一人者であった。^(三) また「麟氏会社法」の原著 Lindley (N.), *Treatise on the Law of Partnership*,

including its application to companies (1st ed. 1860) の英国団体法学説史上の地位は当時の新学風を反映して重

要である。事例(2)は Amos (S.), *Fifty years of the English Constotution*, 1880 の翻訳書であるが、この時期迄の

英国憲法の概説書の訳出が英国憲法の動態の紹介を目的とせず、教条的平面的であったのに比較して、同時代的

英国憲法の動態の紹介の役割を果している。^(四) また本書は英国憲法の体系的紹介という点からも重要である。^(五) 事例

(3)はいうまでもなく、真に十九世紀的英法学者作の紹介となっている。この翻訳書それ自体は何事も語っていない

いが、本書の提示した「身分から契約へ」という命題は時代の主張として受け取られた。^(六) 事例(4)はこのような受

け取られた——思想の受容の事例でもある。また、本書は Spencer (H.), *Social Statics* (1st ed. 1850) の翻訳

であるがスペンサー自身の考え方はともあれ、むしろわが国の時代思想のひとつとしての自由民権思想に大きな

影響を及ぼしたとされている。^(七) しかし、ここでは、このような意味であっても、この時期の諸事例が如何に大き

な蓄積の上になつていたかを示し、如何に大きな発展性をもっていたかを指摘するにとどめたい。

〔なおたとえば、本稿で調査の対象とした時期におけるスペンサーの著作の訳出はつぎの通りである。〕

- (1) 尾崎行雄「権利提綱」全 明治十年(一八七七) 再版明治十五年(一八八二)
- (2) 鈴木義宗訳・斯辺徹氏「代議政体論」全 明治十一年(一八七八)
- (3) 鈴木義宗訳 斯辺徹氏「干渉論」全 明治十二年(一八七九)
- (4) 松島剛訳「権利提綱」(前出)
- (5) スペンサー著 井上 勤訳「女権真論」 明治十四年(一八七八)
- (6) 英スペンサー著 山口松五郎訳「刑法原理・獄則論綱」 明治十五年(一八七九)

(7) 波・斯辺鎖氏「道德之原理」 明治十六年（一八七九）初版
山口松五郎訳

(8) 英国大儒波・斯辺鎖氏「代議政体論覆義」 明治十六年（一八七九）
大日本宮城政・明訳述

(9) 河津祐之校閲「漢勃爾儒排駁政府權限論」 明治十七年（一八八〇）
高橋達郎訳

(10) 英国須辺瑠原著「代議政体得失論」 明治二十一年（一八八六）
平松熊太郎訳述

その他 尺振八訳斯氏「教育論」（明治十三年） 渋谷松五郎訳・スペンサー「社会組織論」（明治十五年） 大石正己訳
スペンサー「社会学」（明治十五年） 乗竹孝太郎訳スペンサー「社会学之原理」（明治十五年） 山口松五郎訳スペンサー
「哲学原理」（明治十七年） 浜野定四郎・渡辺治訳スペンサー「政治哲学」（明治十七年） 松本清寿・西村玄道訳「万
物進化要論」（明治十七年） 小田貴雄訳斯辺鎖「教育論義」（明治十八年） 有賀長雄 斯辺撤「標註斯氏教育論」（明
治十九年） 高橋達郎訳斯辺撤「宗教進化論」（明治十九年）等の訳出がある。

(一) 全般的に「明治以降教育制度発達史」（教育史編纂 昭和13年）第二卷二九七頁以下参照。

(二) 加藤正治「維新以後我国法学通勢」（志林第52号明治36・12所収）参照。

(三) 山田喜之助の翻譯書および紹介書は穂積陳重によれば「一雨毎に殖え」「同君のみにて、英米法律の大略は一通り学び
得るの時機あるは期して待つべきなり」という勢いで続刊された。かれの著書は同じく穂積によれば「徹頭徹尾学生の教
科書と為す」苦心によってつらぬかれていた。したがって、明瞭正確かつ理解しやすいという特色をもつものであった。
しかし、かれは、たとえば「麟氏会社法」において「会社」という言葉を民法におけるラ・ソシエテの訳語をもってあて
ている。穂積「山田法学士著「英米親族法及英米代理法」批評」（明治十九年十二月「法学協会雑誌」第参拾四号掲載・
遺文集 第一冊五〇〇頁以下）「麟氏会社法」凡例。

(四) ヴィクトリア女王治世時代（一八三七—一九〇一）における英国団体法論の発展は、他の法分野の理論の発展と同様に
英法および英法思想の紹介から見たわが国の「近代化」序論

すばらしいものであった。それは英国の植民地支配に、また英本国内における資本主義的發展に充分に則した法理論的發展であった。問題はその時期までのコモン・ローおよび衡平法の理論的發展と現実の近代的団体活動の法理上の連結にあったが、その時期の法律家、裁判官は多くこの問題の解決に寄与していた。Lord Lindley, Nathaniel (1828-1921) の *Treatise on the Law of Partnership, including its application to Companies, 1860* はこの時期の成果であった。C. H. S. Fifoot, *Judge and Jurist in the Reign of Queen Victoria (The Hamlyn Lectures-Eleventh Series) Chap. 3. 等参照。*

- (五) この点において注目されるものに、グナイスト原著・江木衷講述「眞氏英国行政法講義」第一卷(一八八四年伯林原
版明治十九年(一八八六年)十一月出版)および明治二十二年(一八八九年)岡村輝彦著「英国証拠法」の二点がある。
前者はつぎのような考えで訳されている。すなわち、英国においては学ぶには容易ではない行政の実際はあっても体系的
行政法学はなく、むしろ、独仏行政法学による説明がある。しかし、英国の行政制度は歴史的発展の成果であって、わが
国が固有の旧制を改良しようとするとき、この実験経歴に富んだ英国行政制度を申究してその改良にすすむことは急務で
あると信じられる。そのために、英国にとって外国である国の、英国行政法の体系的記述によって「英米ノ本国ニ於テハ
未タ嘗テ研究セシ者ナキ英国行政法理」を發展せしめようとする気概をもって訳された(同書序文参照)。後者は、明治
十年(一八七七年)から明治二十年代(一八八七年—一八八九年)にかけて多かったわが国の英米法律書の代表的著作と
目され、その影響力が指摘されている点において注目される。いわば、これらの著作は、わが国独自の英法学研究の出発
点を示すとみてよいのではあるまいか。(同書所収穂積追悼文・峯岸治三著「イギリス証拠法研究」(昭和十三年)序等
参照)

- (六) わが国におけるメーン研究については、内田力蔵教授の「サー・ヘンリー・メーン——イギリス歴史法学の伝統と特色
——」(一)(二)(三)(法律時報第十五卷第一〇・一各号、第一六卷第一・三・六・七・九・一一各号所収)がある。

- (七) 明治文化全集第五卷自由民権編二頁以下における解題(下出隼吉氏)参照。

四　むすび——若干の特徴的傾向

つぎに本稿に関する基礎調査の過程であきらかに認められた英法および英法思想の翻訳紹介事例の示す特徴を若干指示し、むすびとしたい。これらの特徴は「西欧化」の精神をあらわしていると考えられ、そのかぎりにおいて「近代化」を語っていると考えるからである。また、わが国の「近代化」にたいして明治の英法研究は何をもたらしただかの問題に関する回答の鍵ともなると考えられるのである。それらの特徴はつぎのとおりである。

(1) 開明的啓蒙的意図をもって翻訳されたこと

このことは、ときに新しきが故に進歩的であつた、「西欧化」イコール進歩という考えどこかにつらなっている。しかし、もちろん、ここで、「開明的」ということと「啓蒙的」ということは質的に違った内容をもつのであるが、たとえば、福沢の「英国議事院談」(本稿前出
第一期事例①)は、かれ自身によれば「英国議事院談は(略)当時日本の官辺にも何か、会議様の事を思立ち時の政府の改進黨は大に力を入れて其事を謀り恰も一時の流行談を成したるが如し其時(略)或日雑談の折某氏の云ふに何か外国にて国事を評議する手続体裁を記したる原書はなかる可きや若しも其書を得て翻訳にでもすれば最も妙なり実は方今官辺には云々の必要ありとの話に余は之に即答し夫れは原書もあり翻訳もし易し直に版木して御目に掛けん……」(福沢全集緒言)といった意図および状況において書かれた。明治初年とくに第二期までの英国議會関係翻訳書は多かれ少かれこのようないきがかりで書かれていると推察される。また中村正直は「自由之理」(本稿前出
第一期事例②)の「自序」に「世ノ中ニ、アリトアラユル議論ハ、是

ニモセヨ、非ニモセヨ、知リテ居ル方が知ラヌヨリハ善カルベシ。サレバ、英国並ニ欧羅巴諸国ニテ、他邦ノ書ヲ広ク翻訳スル事ヲ努メタリ。コノ書ニ論ズル自由ノ理又曰自由主ノ理トイフ事ハ、皇国ニテハ、固ヨリ關係ナキ事ナレトモ、欧羅巴諸国ニテハ、至要至緊ナルモノト為シテ、常ニ言フ事ナルガ故ニ、コレヲ訳シテオカバ、外国の政体ヲ穿鑿スル人ノタメニ、万一ノ裨補トトモナルヘシト思ヒ、拙劣ヲカヘリミズ、コレヲ訳シタリ。」とのべている。中村のこの序文は「皇国ニ關係ナキ事」と書かれているが西欧的な自由の意識の淵源としての自由の理の紹介と、政体研究との間にある逆説的な關係に関心をむけさせる。そして結果的には「自由之理」は民権思想の一礎石をなした。^(二) 同じ評価を得るものに鈴木唯一「英政如何」^(本稿前出第一期事例⁽¹⁾)がある。^(三) これらの翻訳の影響は、朝野における英国的政憲思想の徹底に拍車を加えた。しかし、むしろ在野の立憲思想に根拠を与えたことは特に銘記すべきである。^(四)

(2) 経済制度の整備に結びついたこと。

福地源一郎訳「官版会社弁」^(本稿前出第一期事例⁽²⁾)以降山田喜之助訳「麟氏会社法」^(本稿前出第三期事例⁽¹⁾)にいたるまで、金融、商事その他経済生活に関する法制度に関する翻訳書が相当数出ている。これは、渋沢栄一が自らの明治経済界における活動を中心に回想しているように、^(四) 経済法制度は英米にならったことに直接の原因があると考えられるが、むしろ経済的先進国としての英米の影響とみることができるであろう。

(3) 「君民同治」思想の説明と主張に結びついていること

金子堅太郎によれば、「君民同治」ということは明治二年頃すでにいわれたといふ。^(五) しかし、当時の意味はそ

れほど明確ではない。この言葉の法的な意味は、明治八年（一八七五）立憲政体の詔勅、明治九年（一八七六）国憲起草を命ずる詔勅以降の「国体」「建国の体」をめぐる争いの史的展開によって定まったとみてよい。すなわち、明治十三年十二月十四日提出の、帝国憲法制定において主役を果たした伊藤博文の意見書においては「君民同治」は議會中心主義の政体であり「国体の変更」に係わると解釈されていた。これにたいし、英国エスモ氏原著
日本浪江保・山田要蔵
合訳「英国憲法論」上・下明治十四年（一八八二）に冠せられた小幡篤次郎の序にはつぎのようにのべられている。すなわち、

「古ノ政ヲ言フ者ハ唐虞三代ヲ推シ今ノ政ヲ論スル者ハ英米仏ヲ宗トス古今ノ政小差ナキニ非スト雖トモ其大別スル所ヲ言フトキハ君ヲ主ト為スハ古ノ政ナリ（中略）政治ノ異同必スシモ古今ヲ以テ之ヲ論ス可ラザルガ如シ然リト雖トモ読者若シ慧眼ヲ以テ古今ノ歴史ヲ照サバ政治ノ大別古今ヲ以テ論スヘキヲ知ルニ至ラン希臘羅馬ノ政ハ一変シテ君ヲ主トスルノ政トナリ支那魯西亜ノ政トナラサルヲ得ス米仏共和ノ政治ハ激セラレテ此ニ至ルモノナリ英独伊墺ノ君民同治ハ漸ヲ以テ此ニ往クモノハ変ニ処シテ能ク其中ヲ得ルモノナリ（中略）我國ノ政治ハ一変シテ其止ル所果シテ何様ノ政治トナルヘキヤハ今ヨリ之ヲ知ル可ラスト雖トモ止ルヘキハ夫唯君民同治ノ政ナル乎此政ハ今古ノ中ヲ酌ミ行ヘキニ止ルヘキニ止メテ政治ノ変遷ニ歴階ヲ試ミサルモノト云ヘシ（中略）一般には、英国ノ政ハ君民同治ノ最モ中庸ヲ得タルモノナレバ二氏ノ意蓋シ範ヲ此ニ取ルニ在ル歟（以下略）」すなわち、英国の立憲主義が君民同治の内容と考えられ、またこれを範とすべきものと考えられた。また明治十四年（一八八二）十月に明治二十三年（一八九〇）を期して国会を開設するというプログラムが発表されるや、憲法制定に関連して「主権論争」がおこるのであるが英国憲法・立憲政体は実例としてとりあげられ、英国的主

権帰属論は進歩派の微温的民権論者の代表的論者となった（この点次項）。その理論的成果、すなわち「君民同治」思想として紹介された理論の重要な成果には明治十五年五月出版の傍木哲次郎編「主権論」等があるが、この説明は本稿の範囲をこえるのでここでは触れない。^{（六）}

（4）民権運動における「漸進主義」と結びついていること

前（3）に示したことはわが国の政治が民主的になされるべきこと。すなわち、人民の自由を根幹とした議会政治たるべきことの主張と結びついていた。しかしながら、その結びつきは、明治民権運動でもっともはなばなしい役割を演じたフランス流の天賦人權説にもとづく急進派にたいする漸進派の理論と結びついていた。この派の考え方は、たとえば、小野梓のつぎのような国憲理論によって示される。すなわち、かれによれば、明治維新以降明治八年立憲詔勅までの歴史的過程は「己ムヲ得サルノ大勢」とみられる（小野梓「国憲汎論」明治十五年十二月新録一―三頁）。そして、明治政府による準備、明治十三年までにいたる明治七年（一八七四）の板垣等の民選議院設立建白書以降の民権運動を、「国憲培養」であるとし、「鮮血ヲ以テ我カ自由ヲ買フヘシ」とする急進派の主張を、私憤であって、泰西の醜惡に倣はしめんとするにあると論難し、漸進主義を主張している（同書八頁以下）。かれのいう漸進主義はしかし、かれの立場、およびかれの主張の本質から推測するならば、当時のいわゆる「下流の民権説」の革命的主張とは全く類を異にしている。この漸進派の主張の詳細な検討も、本稿の任務とするところではないので、これ以上触れないが、その主張の素材が、英国立憲君主制であったことは知られていることである。

（5）国権主義的便宜主義との結びつきがあったこと

明治初期においてわが国が英米仏その他の先進資本主義諸国・列強の圧力に抗してアジアの後進国からの脱出をはかり、そのための諸々の国家的要請が生じたことは衆知のことである。その国家的要請のひとつに国民思想の国家意識上の統一があった。それに応じて生じた国民国家意識―半封建的国家意識は、決して個人主義を基本とするものではなく、全体主義に基礎をおくとともに、国権の内外にたいする強化の原理によって統制されていた。西欧デモクラシーの精神から見れば矛盾にみちた明治政府の諸政策とくに人権思想対策はこのいわば国権主義によって、聖化されていた。したがって、一般に近代化現象のひとつに考えられる近代合理主義および実証主義の精神はその範囲内ではか理解されない。と同時に、その範囲においては各方面に応用、実践に移された。

右のことは、本稿第三期における事例にあげたスペンサーの翻訳の具体的影響として、松島訳「社会平権論」が民権論者間に及ぼした影響があげられるとともに、広く進化論がたとえば、加藤弘之の場合のように天賦人権説一般にたいする反対の根拠として、あるいは国家刑罰権の原理的根拠として機能していることにあらわれていると考えられる。そして、わが国における各階層の政治的主張がなかにせよ、ここには一定の方向に統一された便宜主義による外来思想の援用が認められるのであるが、この便宜主義的歪曲者の実体はつねに明治の国民国家主義であったのである。またこれが「西欧化」の独自性さらにはわが国の「近代化」の独自性を示す大きな原因であったと考えられる。

以上でひとまず本稿を終るが、「近代化」とわが国における英法乃至英法学の影響とを結びつけるすべての研究はこれから始まるのであり、へまえがき」に示したようにこれについては単に測量図を用意した、もしくはわ

が国の英法研究創始期の色々な問題を提起したにとどまるにすぎないことを附記しておきたい。

- (一) 明治文化全集第五卷三頁参照。
- (二) 同書一六頁参照。
- (三) 穂積八束「憲法制定ノ由来」（大正元年）はこれを証明するものである。
- (四) 渋沢栄一「維新以後ニ於ケル経済界発達」（明治憲政経済史論〈大正八年国家学会〉所収）参照。
- (五) 金子堅太郎「帝国憲法制定ノ由来」（同右「明治憲政経済史論」所収）四頁以下参照。
- (六) 榜木哲次郎編「主権論」一、丸屋善七出版。同所各論稿及び明治十三・四年頃の新聞「近時評論」における英国憲法論の主張がその例であつた。なお、その他の新聞論調については、明治文化全集第五卷三八頁参照。
- (七) 加藤が何故に早くから進化論をとりあげたかについては、加藤個人のみならず、明治初期における学者の西欧の文物にたいする一種の文化の最先端への崇拜あるいは新しいもののずきの傾向に帰する考え方があつた。丸山真男「日本の思想」岩波新書（四三四）二二頁以下。我が国の外来文化受容の態度に関連して注目しに価する見解であらう。
- (八) たとえば穂積陳重「監獄学大綱」（東京大学法学部に於ける課外講義第二）（明治十五年十二月五日明法林第二六号第二八号・遺文集第一冊一四二—一六二所収）における進化論あるいはかれの「醇化論」とかれの社会学的研究乃至は「法律進化論」の構想との並存がこの点について興味をひく。

〈主要参考文献〉

- 杉山直治郎「比較法学」岩波法律学辞典所収（昭和十一年）
- 同 「法源と解釈」昭和三十二年 有斐閣
- 穂積陳重「法窓夜話」（大正五年）昭和三十年 河出書房
- N. Hozumi, The New Japanese Civil Code as Material for the Study of Comparative Jurisprudence (1903)
- 穂積陳重遺文集第一冊 昭和七年 岩波書店
- 小野清一郎「日本法理の自覚的展開」昭和十七年 有斐閣
- 牧野英一「日本法的精神の比較法自覚」昭和十八年 有斐閣

中川善之助「法律史」昭和十九年（現代日本文明史第五卷）
宮沢俊義

K. Takayanagi, A Century of Innovation: The Development of Japanese Law, 1868-1961 (Law in Japan, ed.

by A. T. von Mehren, Harv. Univ. Press, 1963, pp. 5-40)

加藤正治「維新以後我国法学通勢」志林 第五一〇・五二〇号（明治三十六年）

「日本の法学——回顧と展望——」昭和三十一年 日本評論社

平野義太郎「議會および法制史」（一九三三）日本資本主義発達史講座

同 「日本資本主義社会と法律」一（九五五・理論社）所収

鈴木安藏「明治初年の立憲思想」昭和十三年 育生社

同 「比較憲法史」一九五一年 勁草書房

同 「法律史」昭和三十五年 東洋經濟新報社

利谷信義「外国法の継受——近代日本の場合——」法学セミナー 一九六四・三

尾佐竹猛「維新前後に於ける立憲思想」

国家学会編「明治憲政經濟史論」大正八年 国家学会

浅井 清「明治立憲思想史における英国議會制度の影響」昭和十年 巖松堂

加田哲二「明治初期社会經濟思想史」昭和十二年 岩波書店

沼田次郎「幕末洋学史」昭和二十六年 刀江書院

高橋碩一「洋学論」昭和十四年 三笠書房

佐藤昌介「洋史研究序説」昭和三十九年 岩波書店

福原麟太郎「日本の英学史」日本文化研究3所収

東京外国語学校「維新前後外国語圖書目錄」昭和五年

高市慶雄編「明治文獻目錄」昭和七年 日本評論社

明治文化全集第四・第五・第八各巻および同各附録文獻年表

慶応義塾英米法研究会編「本邦英米法文獻目錄」法学研究第十五・第十六巻附

英法および英法思想の紹介から見たわが国の「近代化」序論

共同研究（佐々木）

八六

近代日本教育制度史料第三五卷（昭和三十四年）
明治以降教育制度発達史 第二卷（昭昭十三年）